

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

エムシーパートナーズ株式会社西日本センター広島オフィスとエムシーパートナーズ株式会社西日本センター広島オフィスの過半数労働者代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、全派遣従業員（以下「派遣社員」という。）に適用する。

- 2 派遣社員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、派遣社員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 派遣社員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当及び通勤手当とする。

なお、基本給については、その比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に、退職手当相当額（6%）が含まれているため、これらを考慮して決定している。

(賃金の決定方法)

第 3 条 派遣社員の基本給及び賞与相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は別表 1 のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 3 年 8 月 6 日職発 0806 第 3 号「令和 4 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める中分類「04 その他の管理的職業」「08 製造技術者」「11 その他の技術者」「25 一般事務員」「27 生産関連事務員」「28 営業・販売関連事務員」「31 事務用機器操作の職業」「54 製品製造・加工処理」「60 機械整備・修理の職業」「62 製品検査（金属を除く）」「64 生産・関連類似」「75 運搬の職業」「76 清掃の職業」「77 包装の職業」及び「78 その他運搬等の職業」とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」のハローワーク単位にて調整する。
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を別表 1 に定める額に 6% を乗じた額（1 円未満端数切り上げ）とする。

第 4 条 派遣社員の基本給は、別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること満たした別表 2 のとおりとする。

第 5 条 エムシーパートナーズ株式会社は、第 8 条の規定による派遣社員の勤務評価を「基礎能力」「勤務態度」「業務遂行能力」などに基づいて行った結果、職務の内容等について向上が認められた場合は基本給の改善をおこなう。改善する場合には就業条件明示書により個

別に定め通知するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、勤務評価の結果が著しく悪い場合は降給を行うことがある。

第6条 通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。その取扱いは『通勤費補助規則』を適用する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第7条 基本給は、派遣開始後に年1回定期的に行う勤務評価の結果に基づき決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、職務の内容、当該職務の内容及びその他の事情を勘案して通常の労働者(派遣労働者を除く。)との均等・均衡待遇を保つものとする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「エムシーパートナーズ・キャリアアップに資する教育訓練実施計画」に従って実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

2 本協定に定めた事項についても、労使で誠実に協議して合意したものについては改定する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までの1年間とする。

2022年3月17日

過半数労働者代表

国島英治



エムシーパートナーズ株式会社西日本センター

広島オフィス マネジャー 長嶺 温



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

職業安定業務統計地域指数	広島県（廿日市）	0.933
--------------	----------	-------

令和4年(2022年度)

職業安定業務統計地域指数	職業安定業務統計値	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値			
		0年	0.5年	1年	2年
4 その他の管理的職業	職業安定業務統計値	1,347	1,444	1,540	1,669
	地域調整単価	1,257	1,347	1,437	1,558
8 製造技術者	職業安定業務統計値	1,252	1,342	1,431	1,551
	地域調整単価	1,169	1,252	1,336	1,448
11 その他の技術者	職業安定業務統計値	1,228	1,316	1,404	1,521
	地域調整単価	1,146	1,228	1,310	1,420
25 一般事務員	職業安定業務統計値	1,047	1,122	1,197	1,297
	地域調整単価	977	1,047	1,117	1,211
27 生産関連事務員	職業安定業務統計値	1,131	1,212	1,293	1,401
	地域調整単価	1,056	1,131	1,207	1,308
28 営業・販売関連事務員	職業安定業務統計値	1,123	1,204	1,284	1,391
	地域調整単価	1,048	1,123	1,198	1,298
31 事務用機器操作の職業	職業安定業務統計値	1,073	1,150	1,226	1,329
	地域調整単価	1,002	1,073	1,144	1,240
54 製品・加工処理	職業安定業務統計値	1,034	1,108	1,182	1,281
	地域調整単価	965	1,034	1,103	1,196
60 機械整備・修理の職業	職業安定業務統計値	1,122	1,202	1,282	1,390
	地域調整単価	1,047	1,122	1,197	1,297
62 製品検査（金属除く）	職業安定業務統計値	1,026	1,100	1,173	1,271
	地域調整単価	958	1,026	1,095	1,186
64 生産関連・生産類似	職業安定業務統計値	1,148	1,230	1,312	1,422
	地域調整単価	1,072	1,148	1,225	1,327
75 運搬の職業	職業安定業務統計値	1,136	1,217	1,298	1,408
	地域調整単価	1,060	1,136	1,212	1,314
76 清掃の職業	職業安定業務統計値	1,086	1,164	1,241	1,346
	地域調整単価	1,014	1,086	1,158	1,256
77 包装の職業	職業安定業務統計値	982	1,052	1,122	1,217
	地域調整単価	917	982	1,047	1,136
78 その他の運搬等の職業	職業安定業務統計値	1,088	1,166	1,244	1,348
	地域調整単価	1,016	1,088	1,161	1,258

※「令和2年職業安定業務統計」の中分類に該当する業務

別表2 対象従業員の基本給及び賞与相当額

令和4年(2022年度)

中分類	ステージ	S 1	S 2	S 3	S 4
		0年	0.5年	1年	2年
44 その他の管理職	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,257	1,347	1,437	1,558
	基本給・賞与相当額	1,257～	1,347～	1,437～	1,558～
	退職金6%含む金額	1,333～	1,428～	1,524～	1,652～
88 製造技術者	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,169	1,252	1,336	1,448
	基本給・賞与相当額	1,169～	1,252～	1,336～	1,448～
	退職金6%含む金額	1,240～	1,328～	1,417～	1,535～
11 その他の技術者	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,146	1,228	1,310	1,420
	基本給・賞与相当額	1,146～	1,228～	1,310～	1,420～
	退職金6%含む金額	1,215～	1,302～	1,389～	1,506～
25 25 一般事務員	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	977	1,047	1,117	1,211
	基本給・賞与相当額	977～	1,047～	1,117～	1,211～
	退職金6%含む金額	1,036～	1,110～	1,185～	1,284～
27 生産関連事務員	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,056	1,131	1,207	1,308
	基本給・賞与相当額	1,056～	1,131～	1,207～	1,308～
	退職金6%含む金額	1,120～	1,199～	1,280～	1,387～
28 28 営業・販売事務員	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,048	1,123	1,198	1,298
	基本給・賞与相当額	1,048～	1,123～	1,198～	1,298～
	退職金6%含む金額	1,111～	1,191～	1,270～	1,376～
31 事務用機器操作の職	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,002	1,073	1,144	1,240
	基本給・賞与相当額	1,002～	1,073～	1,144～	1,240～
	退職金6%含む金額	1,063～	1,138～	1,213～	1,315～
54 54 製品・加工処理	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	965	1,034	1,103	1,196
	基本給・賞与相当額	965～	1,034～	1,103～	1,196～
	退職金6%含む金額	1,023～	1,097～	1,170～	1,268～
60 60 機械整備・修理の職	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,047	1,122	1,197	1,297
	基本給・賞与相当額	1,047～	1,122～	1,197～	1,297～
	退職金6%含む金額	1,110～	1,190～	1,269～	1,375～
62 62 製品検査(全般除く)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	958	1,026	1,095	1,186
	基本給・賞与相当額	958～	1,026～	1,095～	1,186～
	退職金6%含む金額	1,016～	1,088～	1,161～	1,258～
64 64 生産関連・生産卸	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,072	1,148	1,225	1,327
	基本給・賞与相当額	1,072～	1,148～	1,225～	1,327～
	退職金6%含む金額	1,137～	1,217～	1,299～	1,407～
75 75 運搬の職	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,060	1,136	1,212	1,314
	基本給・賞与相当額	1,060～	1,136～	1,212～	1,314～
	退職金6%含む金額	1,124～	1,205～	1,285～	1,393～
76 76 清掃の職	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,014	1,086	1,158	1,256
	基本給・賞与相当額	1,014～	1,086～	1,158～	1,256～
	退職金6%含む金額	1,075～	1,152～	1,228～	1,332～
77 77 包装の職	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	917	982	1,047	1,136
	基本給・賞与相当額	917～	982～	1,047～	1,136～
	退職金6%含む金額	973～	1,041～	1,110～	1,205～
78 78 その他の運搬等の職	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,016	1,088	1,161	1,258
	基本給・賞与相当額	1,016～	1,088～	1,161～	1,258～
	退職金6%含む金額	1,077～	1,154～	1,231～	1,334～

※上記表の金額は「+1」=就業安定局統計」と同一の金額である。

※退職金支給対象者は 基本給・賞与相当額に6%を乗じた額を退職金相当額として基本給及び賞与相当額とあわせて支給する。